2022 年 10 月 27 日
No.2022-040

タイの最低賃金引き上げ、景気への効果は薄く

― 総選挙に向けて追加的なバラマキ政策実施も ―

調査部 主任研究員 熊谷 章太郎

《要 点》

◆ タイ政府は 2022 年 10 月に最低賃金を約３年ぶりに引き上げた。最低賃金の引き上げは家計の所得増加といった経路から景気を押し上げる一方、企業収益の減少や雇用情勢の悪化、インフレの加速といった経路から景気を悪化させる可能性がある。中長期的には、最低賃金の引き上げが賃金面の国際競争力を低下させることで経済成長力を低下させることも考えられる。

◆ しかし、今回の最低賃金引き上げのタイ経済へのプラス・マイナス効果はともに限定的と判断される。その理由としては、①タイでは自営業者や無給家族従業者が就業者の過半数を占めており、最低賃金の適用対象となる民間部門の被雇用者の割合は４割弱に過ぎないこと、②被雇用者の割合が高い産業の多くは資本集約型産業であり、人件費上昇の影響は限られること、③バーツ安の進行や競合国の最低賃金の引き上げを理由に賃金面の国際競争力に変化は生じていないこと、を挙げられる。

◆ 今回の最低賃金引き上げが低所得者の生活環境を改善させる効果は限られる。こうしたなか、2023 年半ばまでに総選挙の実施を控える政府は、最低賃金の一段の引き上げや低所得者への現金給付や生活必需品の購入を対象とした補助金給付などの追加的なインフレ対策を検討すると考えられる。バラマキ色の強い政策が打ち出される場合、景気の拡大ペースは一時的に強まるものの、財政健全性の低下などに伴い中長期的な経済の不安定化リスクは高まることになる。

本件に関するご照会は、調査部 熊谷 章太郎宛にお願いいたします。

Tel：080-4293-6132 Mail：kumagai.shotaro@jri.co.jp

日本総研・調査部の「経済・政策情報メールマガジン」はこちらから登録できます。
https://www.jri.co.jp/company/business/research/mailmagazine/form/

本資料は、情報提供を目的に作成されたものであり、何らかの取引を誘引することを目的としたものではありません。本資料は、作成日時点で弊社が一般に信頼出来ると思われる資料に基づいて作成されたものですが、情報の正確性・完全性を保証するものではありません。また、情報の内容は、経済情勢等の変化により変更されることがあります。本資料の情報に基づき起因してご閲覧者様及び第三者に損害が発生したとしても執筆者、執筆にあたっての取材先及び弊社は一切責任を負わないものとします。

１．最低賃金を約５％引き上げ

インフレ率が 2008 年以来の伸び率に達するなか（図表１）、2022 年 10 月、タイ政府は低所得者の所得環境の改善に向けて最低賃金の引き上げを約３年ぶりに実施した[1]。日額の県別最低賃金は、従来の 313～336 バーツから日額 328～354 バーツへと約５％上昇した（図表２）。

最低賃金の上昇は、家計の所得増加を通じて消費を押し上げるとともに、コスト上昇への対応として企業の生産性向上を促す側面がある（図表３）。一方、労働コスト上昇に伴う企業収益の悪化とそれを受けた人員削減で雇用情勢が悪化する可能性がある。加えて、労働コストの上昇はインフレを加速させて金融引き締めを招き、景気を悪化させる面もある。とくに、物価高対策としての最低賃金引き上げは、相乗効果でかえって一段のインフレを加速させやすい点には注意を要する。中長期的な観点からも、最低賃金の引き上げが賃金面の国際競争力低下を通じて対内直接投資などを減少させ、経済成長力を低下させる可能性もある。タイ政府は最低賃金引き上げのプラス面に注目する一方、同国の産業界はマイナス面を警戒している。

以下では、今回の最低賃金引き上げのタイ経済への影響を考察する。

図表１ 消費者物価（前年同月比）

（資料）Ministry of Commerce

図表２ 最低賃金

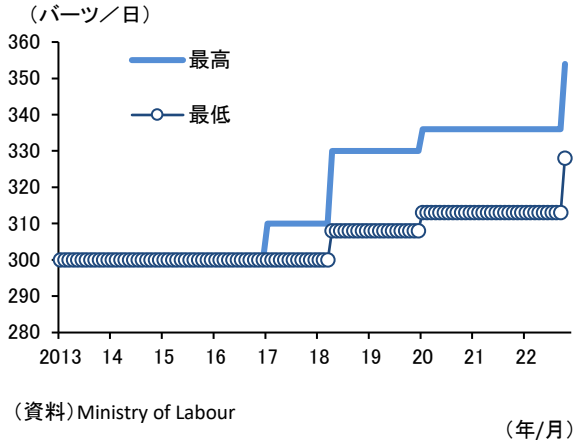

（資料）Ministry of Labour

図表３ 最低賃金の上昇がマクロ経済に与える影響（イメージ）

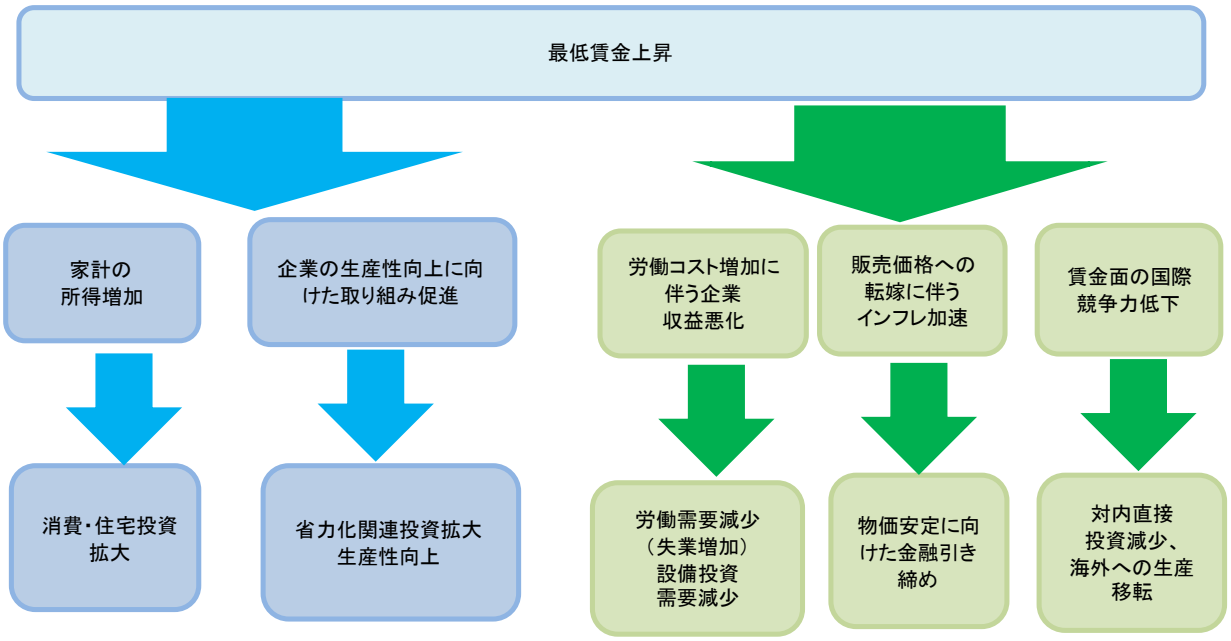

（資料）日本総合研究所

[1] 当初は 2023 年１月に最低賃金が引き上げられる予定であったが、インフレの急加速などを踏まえて前倒しで実施された。

２.マクロ経済へのプラス・マイナス効果はともに限定的

農林水産業、建設業、卸売業・小売業、宿泊業・飲食業などは平均賃金が低く、最低賃金で働く労働者が多いと考えられる[2]（図表４）。しかし、以下の３点を踏まえると、政府の期待や産業界の懸念に反して、今回の最低賃金引き上げの経済全体へのプラス・マイナス効果は小幅にとどまると考えられる。

第１に、最低賃金の適用対象となる民間部門の被雇用者は、全就業者の４割弱を占めるに過ぎない（図表５）。とりわけ平均賃金が低い農林水産業では、就業者の約９割が最低賃金適用外の自営業者や無給家族従業者として従事している。同様に、宿泊業・飲食サービス業や卸売・小売業でも就業者の大半は自営業者と無給家族従業者である。

第２に、被雇用者の割合が高い産業の多くは資本集約型の産業であり、足元の原材料費の上昇と比べると人件費上昇の影響は限定的である（図表６）。仮に最低賃金の引き上げに伴い、民間部門の被雇用者全員の基本賃金が日額 20 バーツ引き上げられたとしても、人件費の増加額は約 850 億バーツ[3]と、雇用者報酬（約５兆バーツ）の 1.7%、営業余剰・混合所得（約９兆バーツ）の１%にとどまる。

図表４　民間部門の産業別平均賃金（2021 年）

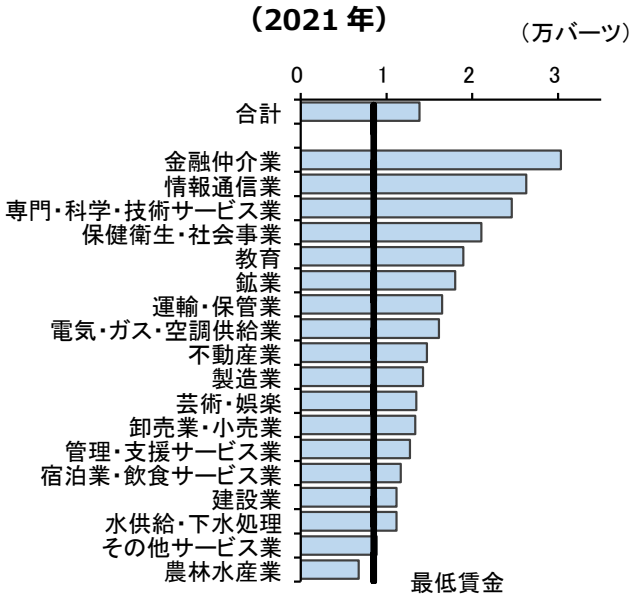

（資料）Ministry of Labor、National Statistical Office を基に日本総合研究所作成
（注）日次の最低賃金は上限・下限の平均×25日で計算。

図表５　産業別就業形態（2021 年）

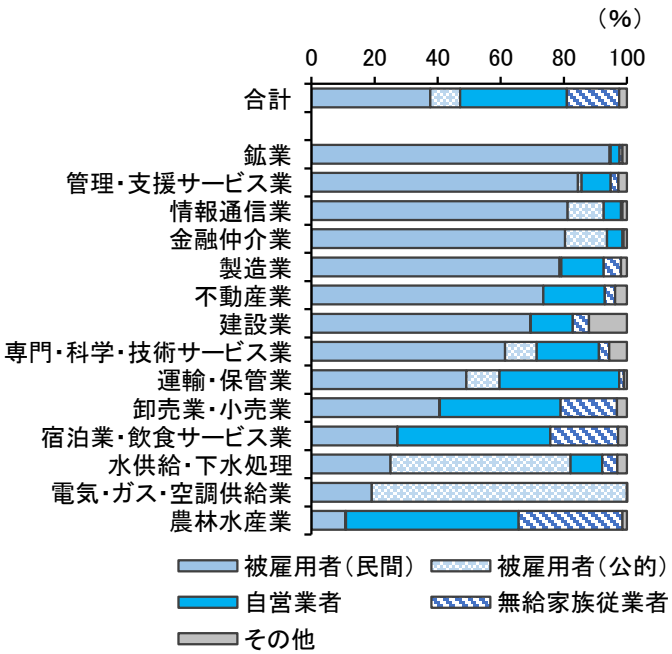

（資料）National Statistical Office

図表６　産出額に占める雇用者報酬と中間投入（2015 年）

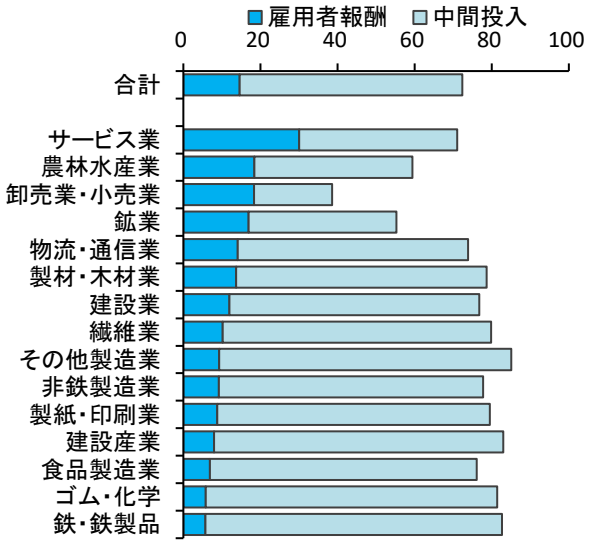

（資料）National Economic and Social Development Council

[2] 労働力調査や家計調査から最低賃金の引き上げの影響を受ける労働者の割合を正確に把握することはできない。
[3] 20 バーツ（日額の最低賃金増加額）×25 日（毎月の労働日数）×12 ヵ月×1,420 万人（民間部門の被雇用者数）＝852 億バーツ。雇用者報酬と営業余剰・混合所得は 2020 年の GDP 統計の値。

第３に、タイの賃金面の国際競争力にも大きな変化は生じていない。これには、バーツ安が進行しているほか、他国でも最低賃金が引き上げられていることが背景にある。今回の措置でバンコクの最低賃金は５％上昇したが、年初からバーツ安が１割以上進んでいるため、ドル建ての最低賃金はむしろ下落している（図表７）。

タイでは 2010 年代前半に最低賃金が大きく引き上げられたが、その際も経済全体への影響は限定的であった。2012～13 年にかけて、全国一律 300 バーツの最低賃金の導入により、バンコクの最低賃金は約 40%、所得水準の低い県では最大約 90%上昇した。しかし、失業者や低雇用者[4]（労働時間が短く追加的な仕事を欲する就業者）の割合は大きく変化しなかった[5]（図表８）。便乗値上げの防止に向けた対応策が強化されたことから[6]、インフレ率も安定的に推移した[7]（図表９）。

図表７　アジア各国の最低賃金

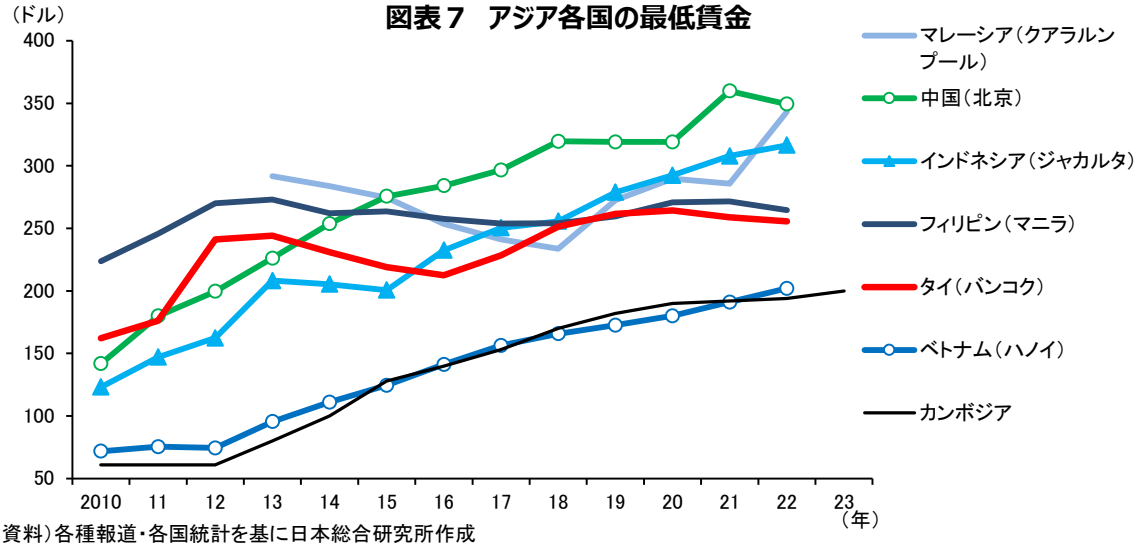

（資料）各種報道・各国統計を基に日本総合研究所作成
（注）タイとフィリピンは日次の最低賃金×25日で月次の最低賃金を計算。マレーシアは2013年に最低賃金制度を導入。

図表８　労働力人口に対する失業者・低雇用者の割合

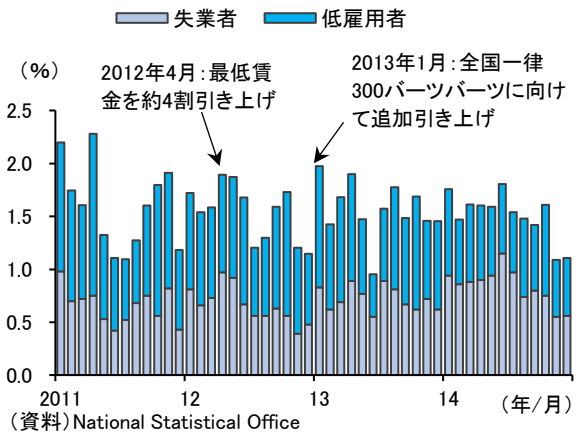

（資料）National Statistical Office
（注）低雇用者：週の労働時間が35時間以下で追加的な労働を希望している就業者。

図表９　消費者物価（前年同月比）

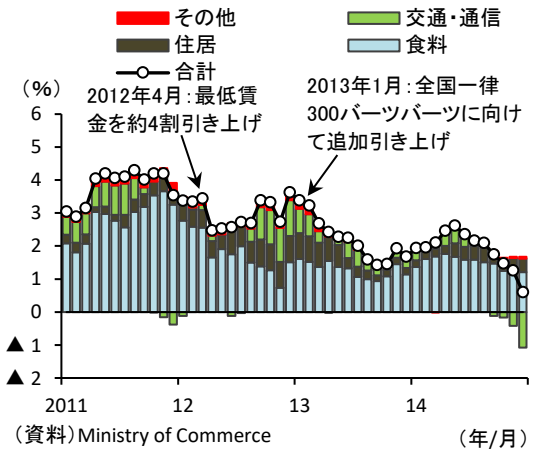

（資料）Ministry of Commerce

[4] Underemployment は「低雇用者」の他、「不完全就業者」、「追加就労希望就業者」などと訳されることがある。
[5] 2010 年代の最低賃金の引き上げのタイ経済への影響については熊谷[2013]（「賃金上昇が続くタイ」日本総合研究所『環太平洋ビジネス情報 RIM』 2013 Vol.13 No.48）を参照。 https://www.jri.co.jp/MediaLibrary/file/report/rim/pdf/6585pdf
[6] タイには消費者保護を目的に指定された財・サービスの「不当な値上げ」を防ぐための価格監視制度が存在する。
[7] 平均賃金は 2011～2013 年の間で約３割上昇したが、これは最低賃金の引き上げではなく労働需給のひっ迫を受けたものである。

3.政府は追加の家計支援策を打ち出す見込み

物価変動の影響を除いた実質ベースの最低賃金は依然として2020年よりも低い水準にあり（図表10）、今回の最低賃金の引き上げが低所得者の生活環境を改善させる効果は限られる見通しである。そのため、2023年半ばまでに総選挙の実施を控える政府は[8]、今後、追加の家計支援策の実施を検討するだろう[9]。その内容としては、最低賃金の追加引き上げのほか、「福祉カード」を通じた低所得者への現金給付[10]、「コンラクルン」、「ラオチャナ」のような消費に対する補助金給付策[11]の継続・拡充など、最低賃金が適用されない人々にも恩恵が行きわたるものになると考えられる。選挙に向けて国民からの支持獲得といった観点からもバラマキ色が強まる展開が視野に入る。

図表10　実質最低賃金と実質平均賃金

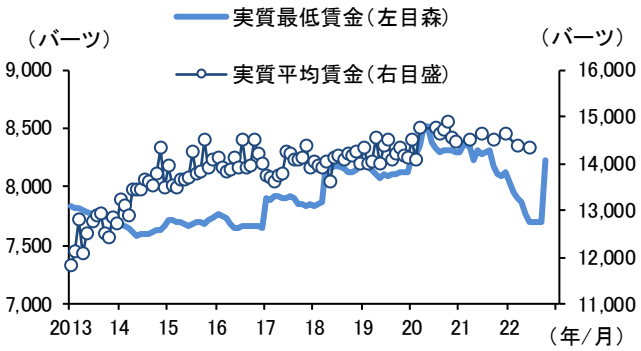

（資料）Ministry of Labour、National Statistical Office、Ministry of Commerceを基に日本総合研究所作成
（注）月次の最低賃金は日次の最低賃金×25日で計算。実質最低賃金と実質平均賃金は2019年を基準年とする消費者物価指数を基に計算。

また、現政権よりも強い再分配政策を公約に掲げる野党へ政権が交代する可能性も無視できない[12]。任命制により議員が選出される上院はプラユット政権の影響力を受けることに加え、上院と下院が合同で首相を選出するため、本来は政権交代が起きる可能性は小さいと見られる。もっとも、野党が大勝する場合はこの限りではない。人口の約3割を占め選挙のカギを握る東北部では、タクシン元首相の次女ペートンタン氏が次期首相の適任者として高い人気を集めており、プラユット首相への支持率は低い（図表11）。また、今年5月に実施されたバンコク知事選で、チャチャート氏が当選した。同氏は、現政権に近いとされる前職の6倍以上の票を獲得するなど人気を博しており、インラック政権下で運輸大臣を務めた経歴を持つ人物である。都市部でも現政権への支持が低下していることが示唆される。こうした政治情勢を踏まえて、現政権が低所得者の支援策を今後一段と拡充することも想定される。

図表11 次の首相の適任者に関するタイ東北部でのアンケート調査結果

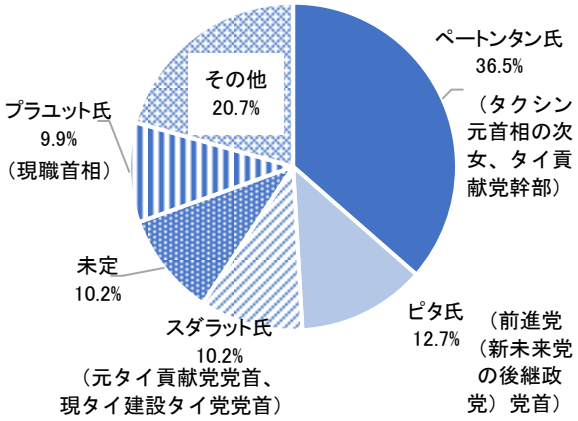

（資料）National Institute of Development Administration "คนที่ใช่ พรรคที่ชอบ ของคนอีสาน"

バラマキ型の政策は短期的に景気を押し上げるものの、財政健全性の低下により中長期的な経済の不安定化リスクを高めることには留意が必要である。これまでアジア新興国の中で相対的に健全

[8] 憲法では、下院の任期満了日（2023年3月23日）から45日以内に選挙を実施することが規定されているため、5月7日が暫定投票日に設定されている。また、下院を解散する場合は、45～65日以内に選挙を実施することが規定されている。
[9] 例年、「政府から国民へのプレゼント」として年末年始にかけて消費喚起策が発表されており、今回も同時期に政策が実施されると見込まれる。
[10] 2017年以降、タイは所得・資産が一定を下回る家計に対して福祉カードを給付し、現金給付などを実施している。
[11] 「コンラクルン」は条件付きで屋台などへの支出の半分を政府が支援するもの。「ラオチャナ」は、生活必需品を扱う商店やコンラクルンに登録している店舗で利用可能な補助金を専用口座に振り込むもの。
[12] 2011年の総選挙では、最低賃金の大幅引き上げや籾米担保融資制度（市場価格を大幅に上回る高値で農家からのコメを実質的に買い上げる制度）の導入を掲げるタイ貢献党が大勝した。

な状況が続いていたタイの財政は、コロナ禍の発生後の景気悪化を受けて急速に悪化している（図表 12）。財政の健全性のために自主的に導入している上限である GDP の 60%近くに債務残高が上昇したことを受けて、政府は 2021 年 9 月に同上限の 70%への引き上げを迫られた。今後の労働力人口の減少に伴う税収減や高齢者の増加に伴う社会保障支出の増大に対する警戒も怠れないなか、バラマキ型の政策の実施を優先する場合、インフラ整備や人材育成といった中長期での成長底上げに必要な取り組みが疎かになるリスクがある。

図表 12 一般政府の財政収支と債務残高の対名目 GDP 比

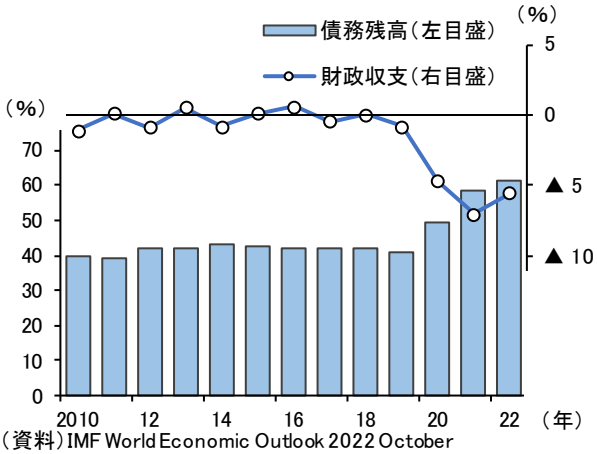

（資料）IMF World Economic Outlook 2022 October
（注）2022年はIMFの予測値。

この他、バラマキ型の政策は新たな汚職問題の発生や、「タクシン派」と「反タクシン派」の対立再燃などを招き、政治面から社会を不安定化させるリスクもある。2013 年後半から 2014 年前半のような大規模な反政府デモが発生すれば、外国人観光客の回復ペースの腰折れは避けられないため、景気への影響は深刻なものとなろう。

以　　上